

多良木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	10,687	6,450,094	259,468	911,750	14.1	12.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

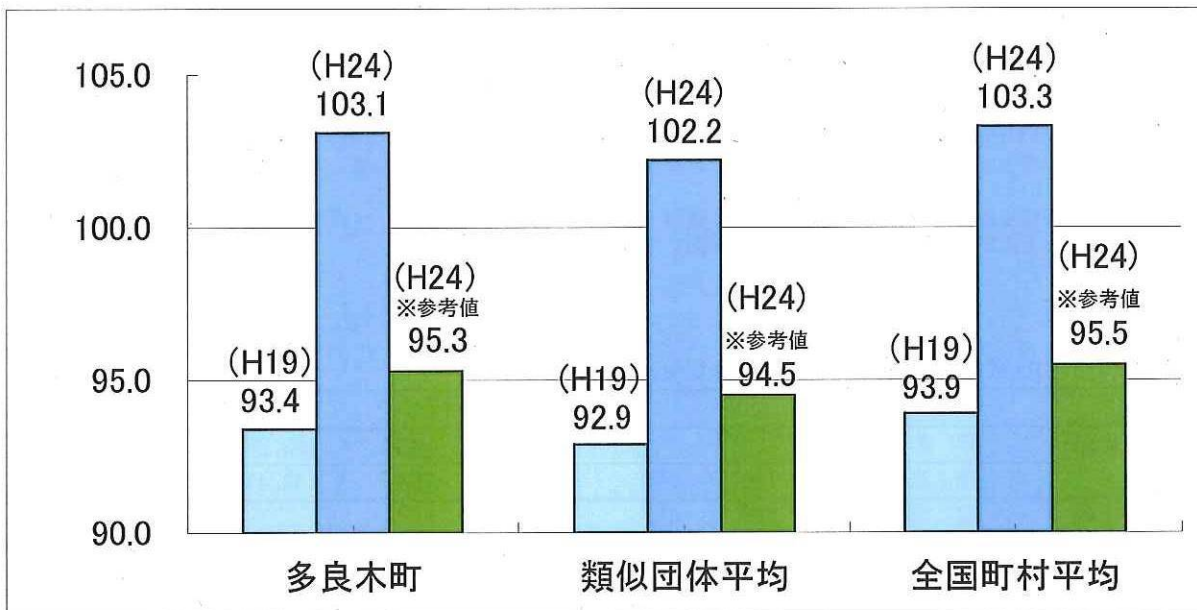
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	101	323,485	39,116	113,661	476,262	4,715	5,665

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
多良木町	39.6 歳	291,900 円	320,260 円	311,937 円
熊本県	43.9 歳	347,236 円	408,311 円	376,010 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	-	372,906(401,789) 円
類似団体	43.3 歳	316,727 円	356,723 円	343,588 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		多良木町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	-
	中学卒	- 円	130,500 円	-

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

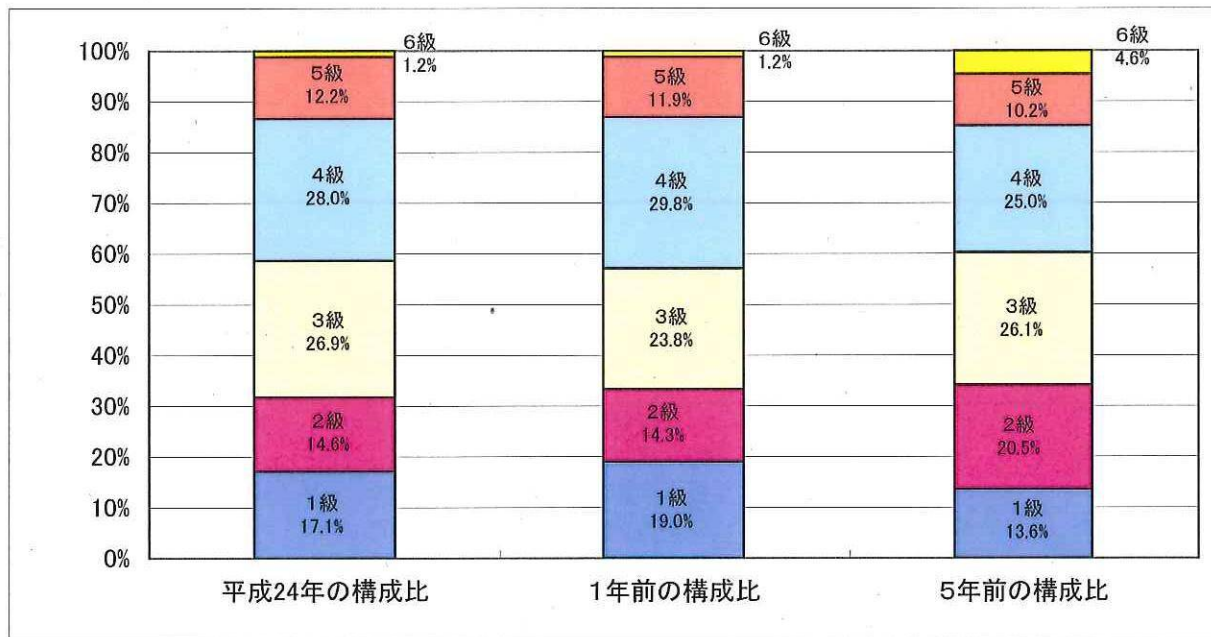
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	248,980 円	281,660 円	309,400 円
	高校卒	206,810 円	265,124 円	293,068 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務、保育士、栄養士、保健師の職務	14 人	17.1 %
2 級	高度な知識、経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務、保育士、栄養士、保健師の職務	12 人	14.6 %
3 級	係長の職務(4級に揚げる職務を除く)、参事の職務	22 人	26.9 %
4 級	主幹の職務(5級に揚げる職務を除く)総務係長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務	23 人	28.0 %
5 級	課長の職務(6級に揚げる職務を除く)及びその職務内容等がこれと同程度のものとして規則で定める職務	10 人	12.2 %
6 級	総務課長の職務及びその職務内容等がこれが同程度のものとして規則で定める職の職務	1 人	1.2 %

- (注) 1 多良木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年5月1日と11月1日の2回実施し、人事評価による勤務実績を反映した。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

多良木町	熊本県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,201 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,586 千円	-
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

毎年5月1日と11月1日の2回実施し、人事評価による勤務実績を反映した。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

多良木町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (-)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 16,310 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	17,424 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	160 千円
支給実績（22年度決算）	13,776 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	121 千円

(6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者13,000円 その他6,500円	同		12,360 千円	209,483 円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内	同		7,549 千円	251,633 円
通勤手当	交通用具利用の場合距離区分に応じて2,000円～24,500円	同		2,148 千円	34,645 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 総務課長36,000円、課長等26,000円、総務係長16,000円	異	・手当額	4,056 千円	312,000 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に勤務時間1時間につき勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同		0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円、多良木学園は5,900円	同		1,456 千円	16,360 円
管理職特別勤務手当	勤務1回につき12,000円を超えない範囲で支給	同		568 千円	43,692 円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

給料	区分	給料		月額		等
		給	料	額	額	
料	町長	749,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	()	()	()	792,300 円 /	353,500 円	
報	副町長	597,000	円			
	()	()	()	657,400 円 /	326,400 円	
酬	議長	310,000	円			
	()	()	()	326,000 円 /	199,000 円	
	副議長	255,000	円			
退職手当	議員	232,000	円			
	()	()	()	250,000 円 /	157,500 円	
期末手当	町長	(23年度支給割合)				
	副町長	2.60	月分			
退職手当	議長	(23年度支給割合)				
	副議長	2.60	月分			
退職手当	町長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	749,000円×在職年数×500/100	14,980,000円	任期毎	任期毎	
備考	副町長	597,000円×在職年数×290/100	6,925,200円	任期毎	任期毎	
	備考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

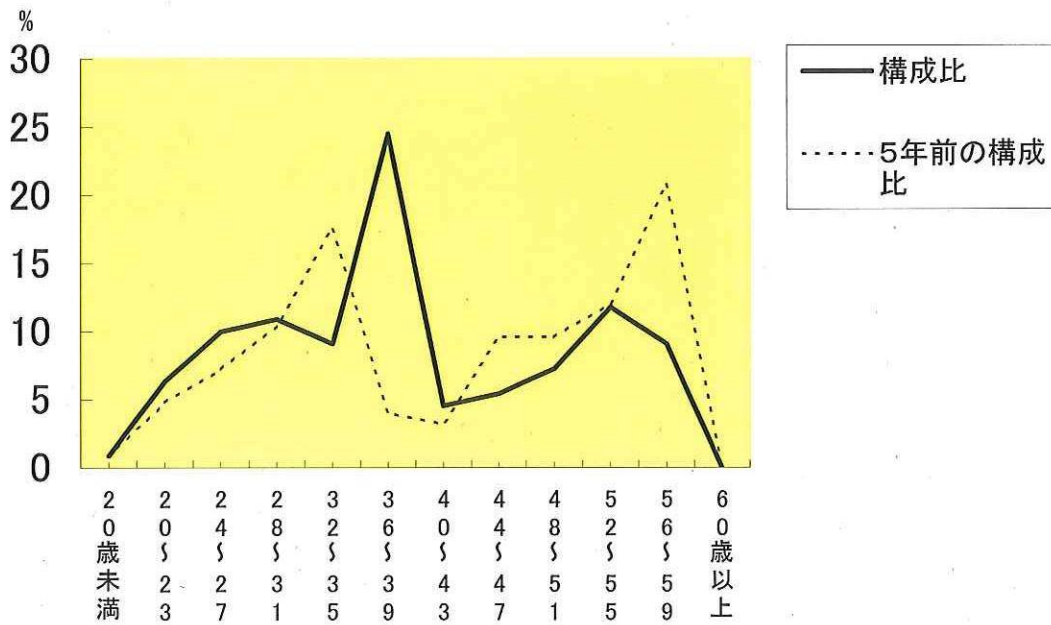
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成23年	平成24年		
普通会計部門	議会	2	2		欠員不補充
	総務	22	22		
	税務	8	8		
	農林水産	15	14	-1	
	商工	2	2		
普通会計部門	土木	6	6		業務委託による職員の減
	民生	22	22		
	衛生	9	8	-1	
	計	86	84	-2	
普通会計部門	教育部門	11	11		<参考> 人口1万人当たり職員数 78.6人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 91.62人)
	小計	97	95	-2	
公営企業計等部門	水道	3	3		
	下水道	3	3		
	その他	9	9		
	小計	15	15		
合計		112	110	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.93人
		[177]	[177]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	11人	12人	10人	27人	5人	6人	8人	13人	10人		110人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	過去5年間の増減数(率)
一般行政	97	91	88	90	86	84	△ 13 (△13.4%)
教 育	13	13	14	12	11	11	△ 2 (△15.4%)
消 防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	110	104	102	102	97	95	△ 15 (△13.6%)
公営企業等会計計	15	16	15	15	15	15	0 (0%)
総 合 計	125	120	117	117	112	110	△ 15 (△12.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	160,525	8,664	10,381	6.5	9.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	3	7,337	707	2,337	10,381	3,460

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,350

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
多良木町	27.2 歳	208,167 円	287,873 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

多良木町		団体平均	
1人当たり平均支給額(23年度)		1人当たり平均支給額(23年度)	
779	千円	1,492	千円
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(-)月分	(-)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

多良木町			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (-)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	15,252 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	490 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	163 千円
支給実績（22年度決算）	393 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	131 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者13,000円 その他6,500円	同		0 千円	0 円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して 27,000円以内	同		144 千円	144,000 円
通勤手当	交通用具利用の場合距離区分に応じて 2,000円~24,500円	同		73 千円	36,600 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 総務課長 36,000円、課長等26,000円、総務係長16,000円	異	・手当額	0 千円	0 円